

令和 7 年度

波崎海洋研究施設観測所外壁及び内装修繕工事

特記仕様書

令和 7 年 1 1 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 工事概要

本工事は、波崎海洋研究施設の観測栈橋の先端にある観測所において、経年劣化に伴う外壁及び内装の修繕工事を行うものである。

2. 施工場所

茨城県神栖市須田浜 波崎海洋研究施設（写真－1～写真－3）

3. 観測所概略

幅：約 2.3 m

奥行き：約 1.6 m

高さ：約 2.2 m

既設コンセント：4 箇所程度

電源等出入口：2 箇所

サッシ寸法：約 0.8 m×約 0.6 m

これらは参考値であり、正確な寸法や数量については、現況にて確認するものとする。

その他参考写真：写真－4～8

4. 工期

契約締結日より令和 8 年 3 月 13 日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇は、休日として設定している。

5. 支給材料及び貸与物件

発注者は、工事に必要な電気及び水道を無償で受注者に提供するものとする。その他の支給材料及び貸与物件は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

6. 業務仕様

6-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和 7 年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、標準仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。

6-2 計画準備

(1) 受注者は、施工計画書作成及び資材算出に先立ち、必ず現地にて実測を行い、寸法を確認するものとする。

- (2) 受注者は、本工事の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ施工計画書を作成し、監督職員に提出し、承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、本工事で使用する主要な材料（シーリング材、ボード類、床材、塗料等）について、施工前に製品カタログ等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 施工場所は海上栈橋の先端であることから、施工計画書には、強風、高波、荒天時における具体的な作業中止基準及び緊急時の退避方法を明記し、監督職員の承諾を得るものとする。

6-3 仮設工事

- (1) 外装工事のため、墜落防止用足場を組立・解体する。
- (2) 施工範囲外の既存部、備品等を汚損・破損しないよう、適切に養生を行う。
- (3) 資材及び撤去材の運搬は、観測栈橋上に軽トラック等を用いて行う。栈橋の通行可能荷重に制限があることから、運搬方法については、監督職員に事前の承諾を得るものとする。

6-4 内装修繕工事

- (1) 既存のコンセント類及び電気系統を脱着する。
- (2) 既存天井ボード及び既存壁（下地共）、既存床を解体・撤去する。
- (3) 壁下地に対し、錆ケレン、亜鉛メッキ塗装等の補強を行う。詳細な工法は監督職員の指示によるものとする。
- (4) 天井・壁に押出法ポリスチレンフォーム断熱材を施工する。厚み・規格は監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 天井・壁に「タイプⅤ耐水ボード」を施工する。厚み・規格は監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 樹脂製木材根太組による床組を行う。床仕上げはフローリングとする。使用する材料は監督職員の承諾を得るものとする。
- (7) 電気系統を再接続し、スイッチ、コンセント類を更新する。
- (8) 新たに天井に十分な明るさを確保した LED 電灯（三菱 MY-E470460/N ATHN を標準とする）を新たに設置する。スイッチは使用しやすい場所に設置する。
- (9) サッシ（1箇所）を交換する。サッシは、夏期にポータブルクーラーによる換気ダクトを通じた排熱ができるようなものとする。既存サッシ枠の状態を現地調査の上、適切な交換方法、材質、性能を選定するものとする。
- (10) ドアクロージャー（1個）を交換する。
- (11) 既存のドア鍵を修理・交換する。

6-5 外装修繕工事

- (1) 外装各取合い部（サッシ・建具共）の既存シーリング材を撤去する。プライマー塗布の上、シリコン系シーリング仕上げを施す。使用する材料は監督職員の承諾を得るものとする。想定長は 99.3m とする。
- (2) SUS 製ビス・パッキン共を用い、外装ビスを打ち直す。想定数量は約 250 箇所とする。
- (3) 現在閉塞されている既存換気口（1 箇所）を開口し、開口部に塩害防止用の除塩フィルターを備えた耐塩害仕様の換気フードもしくはガラリを新たに取り付ける。換気は自然換気とし、除塩フィルターは長寿命・多風量に対応したものとする（篠原 FG-20S-ST、STMP-90 を標準とする）。
- (4) 電気系統及び計測機器のデータ線の室内取り込み口を浸水等が生じないように適切に処理するものとする。

6-6 運搬・処分

- (1) 6-4 及び 6-5 に伴い発生した産業廃棄物及び廃材については適切に処分するものとする。

7. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。なお、監督職員が必要と認める施工段階（下地補強完了時やシーリング充填前など）において、段階確認を実施するものとする。

8. その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項及び、本工事の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。また、工事内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、工期末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本工事の完成図書は電子納品によるものとする。詳細内容及び電子化については、監督職員と協議のうえ、決定する。
- (3) 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分するものとする。
- (4) 本工事遂行過程では、調査職員と緊密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。

以上



写真－1 波崎海洋研究施設（赤丸が先端観測所箇所）



写真－2 先端観測所（栈橋上から望む）



写真－3 先端観測所（海側から望む）



写真－4 内部・天井の状況



写真-5 内部・壁の状況 1

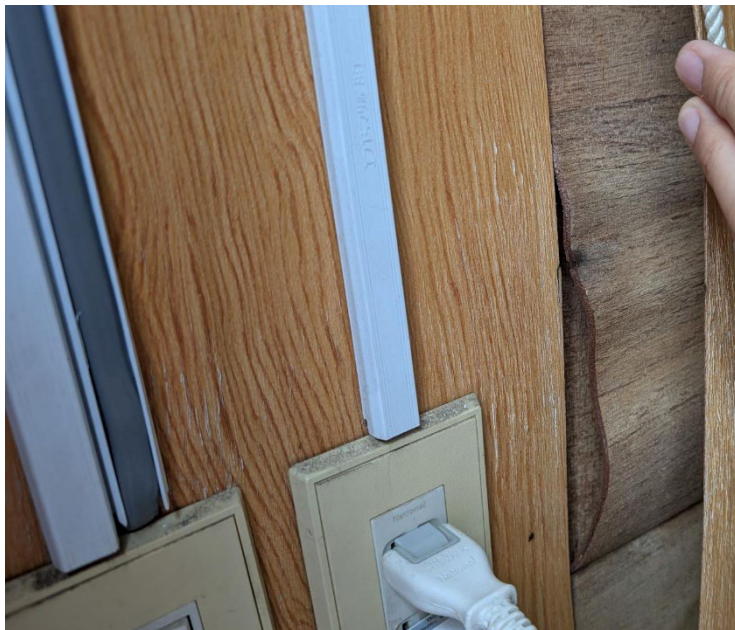


写真-6 内部・壁の状況 2

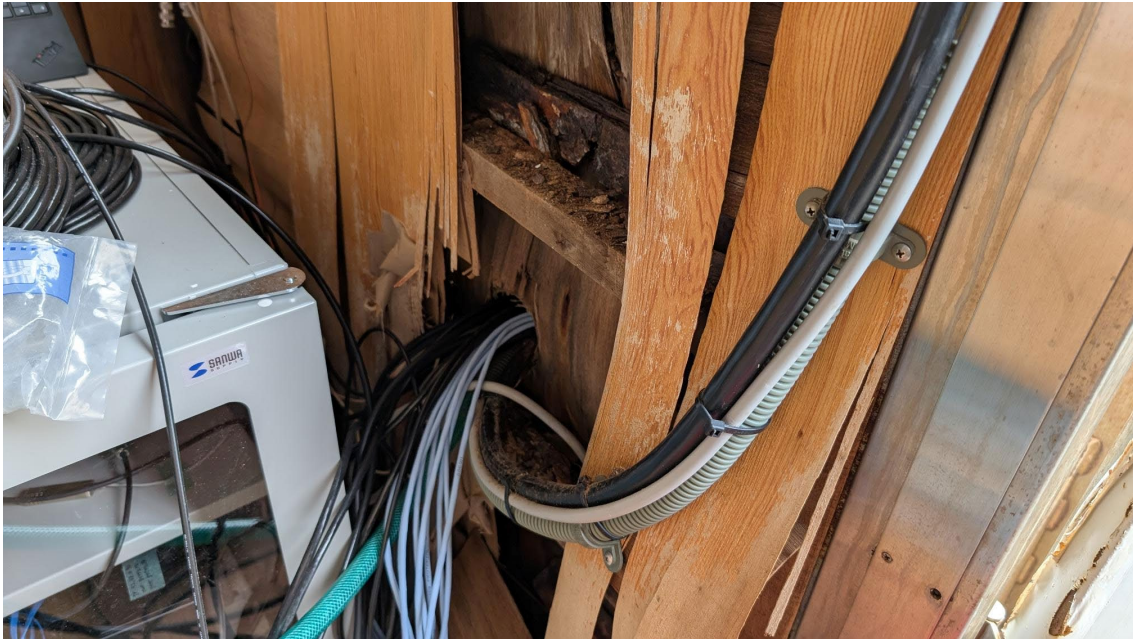


写真-7 内部・壁（取り込み口周辺）の状況



写真-8 外部・天井のシーリング状況